

新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた

『三重県指針』 ver. 4

～県民の皆様へ 命と健康を守るために～

令和2年8月31日

三重県

はじめに

7月10日に、4月25日以降およそ2ヶ月半ぶりの感染者が発生、その後も継続的に感染者が発生し、7月27日に県の設けたモニタリング指標を上回りました。こうした状況に鑑み、7月28日に新型インフルエンザ等対策特別措置法による要請を含む「三重県指針 ver.3」を発出し、1ヶ月が経過しました。

「三重県指針 ver.3」発出後も、感染者のさらなる増加や、夏休みにおける人の移動の増加が見込まれることから8月3日に「三重県緊急警戒宣言」を発出し、緊急的に県民の皆様には様々なお願いをさせていただきました。

「三重県指針 ver.3」を発出した7月下旬と比較すると、10代、20代の若い世代の方だけでなく、様々な年代の方に感染が広がるとともに、複数のクラスターや重症者が発生するなど感染の傾向も変化してきています。

感染状況につきましては、8月5日には24名と過去最高の感染者数が確認されましたが、8月25日は35日ぶりの0人となるなど、漸減傾向が見受けられます。県民の皆様におかれましては、猛暑の中、適切にマスクを着用するなどの対策、事業者の皆様におかれましては席数を減らすなどの工夫による営業、在宅勤務を活用した接触機会の低減など、お一人おひとりが、ご自身にできる感染防止対策を徹底し、この暑い夏をともに乗り越えていただいたことの賜物であるとあらためて感謝しております。

また、感染症対策の最前線でご尽力いただいている医療関係者の方々には、心の底から敬意を表するとともに、深く感謝いたします。

県としましても、感染者の増加傾向を的確にとらえ、病床数、宿泊療養施設の確保を着実に進めるとともに、地域外来・検査センター、いわゆるPCR外来の設置を進めるなど、検査体制も拡充させています。また、引き続き市町とも情報共有を進め、感染防止対策に連携して取り組むとともに、愛知県、岐阜県、大阪府、滋賀県、奈良県など近隣府県とも、感染状況、感染防止対策について積極的に情報共有を進めていきます。

8月27日以降、人口10万人あたりの感染者数が2.5人を下回るなど、感染者数が漸減傾向にあることから、「三重県緊急警戒宣言」は解除しますが、県内でも社会福祉施設においてクラスターの発生が確認されるなど、感染者の発生は続いており、今はまだ気を緩める時ではありません。引き続き県民の皆様、事業者の皆様、新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づく協力要請を行っていくことで、感染防止対策の徹底をお願いさせていただくこととなりますが、県としましても感染防止対策に全力で取り組み、県民の皆様の安心につなげてまいりますのでご理解いただきますようお願いいたします。

県民の皆様におかれましては、すべての世代で、これまで以上に感染防止対策を徹底いただくとともに、最近の感染事例をふまえて、食事や宿泊の際には大人数を避けることや、家庭内での感染防止対策もお願いいたします。

事業者の皆様におかれましても、様々な対策を講じていただいているところですが、引き続き油断せず取組をお願いいたします。

県内、全国の感染状況や政府の方針等も見据えながらの判断となりますが、10月1日以降のイベント開催の取扱いについて、改めて国から示されることも踏まえ、「三重県指針 ver.4」の期限は9月30日までとし、県内外の状況を見据えつつ、必要な対策を適宜実施していきます。

そして皆様に、改めて、ご理解いただきたいことがあります。

感染された方、そのご家族や勤務先、県外から来県される方、医療従事者やそのご家族、外国から帰国された方や日本に居住する外国人の方が、不当な差別、偏見、いじめを受けるようなことは、絶対にあってはならないことです。

感染は自身や大切な家族にも起こりうることで、決して他人事ではありません。社会で差別的な出来事が発生していると、体調が悪くなった際に、差別を受けることが怖くて、我慢したまま日常生活を続けてしまうことにもなりかねず、結果としてウイルスを拡散させることにつながります。

戦うべき相手は「ウイルス」であり、「人間」ではありません。皆さまの隣人を差別、誹謗中傷してもウイルスは無くなりません。県民の皆様におかれましては、個人や企業への偏見や差別につながる行為、人権侵害、誹謗中傷等は絶対に行わないでください。

新型コロナウイルスとの戦いは先の見えない長い戦いとなっています。県民の皆様お一人おひとりが、周りの「人」を怖がり、攻撃するのではなく、「ウイルス」を正しく恐れ、感染防止対策を徹底することで、新型コロナウイルスとの戦いの終わりも近づきます。

改めて、持ち込まない、広げないための感染防止対策を行っていただくよう、お願いいたします。

令和 2 年 8 月 31 日
三重県知事 鈴木 英敬

1. 県民の皆様へ

(1) 感染防止対策の基本的な考え方

- 皆様ご自身、大切な家族や友人の“命と健康”を守るためには、まずは感染予防を行ったうえで“持ち込まないこと”“広げないこと”が大切です。
- 一人の人から多くの人に感染を拡大させるおそれがあることから、換気が悪く、人が密に集まって過ごすような環境である「三つの『密』」（密閉空間・密集場所・密接場面）の回避、人と人との一定の距離（2 m程度。ソーシャル・ディスタンス）を保つことが重要です。
- 新型コロナウイルスの一般的な感染経路の中心は、飛沫感染と接触感染であると考えられていることから、咳エチケットや石けんによる手洗い、手指消毒用アルコールによる消毒などの基本的な感染予防を徹底していただくとともに、十分な睡眠など体調管理が必要です。

(2) 『新しい生活様式』の定着

- 新型コロナウイルス感染症との長丁場の戦いを乗り切るため、政府専門家会議で示された「人との間隔は、できるだけ2 m（最低1 m）空ける」、「会話をする際は、可能な限り真正面を避ける」、「買い物は、1人又は少人数ですいた時間に」などの『新しい生活様式』を取り入れ、感染症に強い生活様式を定着させてください。

(3) 「安心みえるLINE¹」、「新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）²」の活用

- 「安心みえるLINE」や「新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）」は、感染の可能性をいち早く知ることができるなど、感染拡大防止につながることを期待されます。「新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）」をインストールしていただくとともに、訪問した施設等に「安心みえるLINE」のQRコードが掲示されている場合は、そのQRコードを読み込んでください。

(4) すべての世代において感染防止対策を徹底

- 「三重県指針 ver. 3」の発出時には、若い世代の方の感染が多くを占めていましたが、その後、40代以上の方の感染も増加しているため、若い世代に限らず、すべての世代で感染防止対策を今一度徹底してください。
- 家庭内で子どもも含め感染を広げてしまう事例が増加しています。家庭での感染からさらに学校や職場などへも感染が広がる可能性があることから、家庭内にウイルスを「持ち込まない」ために、家庭の内外を問わず基本的な感染防止対策の徹底を心掛けてください。

¹ 「安心みえるLINE」は、施設・イベント等において掲示されたQRコードを利用者が読み込んで登録することにより、感染拡大の可能性がある場合に登録者に通知するシステムです。

² 「新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）」は、新型コロナウイルス感染症の感染者と接触した可能性について通知を受け取ることができる、国が提供するスマートフォンのアプリです。

- 感染を広げないためにも、体調に異変を感じた場合は外出や人との接触を避け、かかりつけの医療機関や帰国者・接触者相談センターに早期に相談してください。
- 高齢者や基礎疾患をお持ちの方は、これまで以上に感染防止対策を徹底し、感染リスクの高い場所への移動は控えてください。

(5) 場面に応じた感染防止対策

- 食事や宿泊の際は大人数を避ける、会食の際は向かい合って座ることを避け短時間にするなど、長時間、近距離で会話を行う環境を避けてください。
- 家庭内であっても高齢者や基礎疾患をお持ちの方と会う際は、必ずマスクを着用するなど、感染防止対策をお願いします。

(6) 移動について

- 感染者が多数発生している都道府県への移動については、その必要性や移動先について今一度立ち止まって慎重に検討をお願いします。そのうえで、移動が必要な場合は、移動先の感染状況や移動に関する方針等をよくご確認ください。
- 特に、繁華街などこれまでに感染者が多数発生しているエリアとの往来は避けてください。
- また、そうしたエリアにおける、「三つの『密』」となる環境が非常に多く、感染防止対策が不十分な飲食店、クラブ、カラオケなどの利用は自粛してください。

【特措法³第 24 条第 9 項に基づく協力要請】

- 県内、県外を問わず、移動の際は『新しい生活様式』を実践のうえ、感染防止対策を徹底してください。

2. 県外の皆様へ

(1) 移動について

- お住まいの都道府県の移動に関する方針にご留意いただくとともに、『新しい生活様式』を心掛けた行動をお願いします。
- 感染者が多数発生しているエリアにお住いやお勤めの方は、三重県への移動について、今その必要があるか、一度立ち止まって考えていただき、体調がすぐれない場合は移動を避けてください。

³ 新型インフルエンザ等対策特別措置法

3. 事業者の皆様へ

(1) 基本的な感染防止対策の徹底

- 感染防止対策として咳エチケットや手洗い、消毒等の徹底に加え、「三つの『密』」の回避、ソーシャル・ディスタンスの確保等のご協力をお願いします。
- 感染拡大予防ガイドライン等を実践するとともに、改めて従業員への周知徹底や、感染防止対策を講じている旨をホームページ上に公開する、県においてお示ししている感染防止チェックシートを店舗内に掲示し周知するなど感染防止対策を徹底してください。
- 全国でこれまでクラスターが発生しているような施設（接待を伴う飲食店、クラブ、カラオケ等）においては、業種ごとの感染拡大予防ガイドライン等に基づき、感染防止対策を徹底してください。 **【特措法第24条第9項に基づく協力要請】**
- 在宅勤務（テレワーク）、時差出勤、自転車通勤、オンライン会議等のツールの活用等により、「三つの『密』」を回避し、接触機会の低減に努め、感染防止対策と社会経済活動の両立を図ってください。
- 県外の企業との取引が多い事業所や不特定多数の方の訪問が多い事業所においては、従業員の健康管理や事業所内の感染防止対策を徹底してください。
- 特に感染者が多数発生しているエリアとの間での出張や会議については、業務上必要であっても、オンライン会議等のツールの活用により、実際の人の移動を伴わずに目的を達成できないか、今一度検討をお願いします。

(2) 「安心みえるLINE」、「新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）」の活用

- 不特定多数の方が訪問される施設、店舗や、イベントを実施される場合は「安心みえるLINE」にご登録いただき、店舗、会場等にQRコードの掲示をお願いします。
- 従業員、利用者等に対し、「新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）」の活用について周知いただくようお願いします。

(3) 医療機関、社会福祉施設の皆様へ

- 県内外において医療機関や社会福祉施設におけるクラスターの発生が確認されていることから、これまで以上に施設内における感染防止対策の徹底、職員や利用者への注意喚起を実施してください。 **【特措法第24条第9項に基づく協力要請】**

(4) 高等教育機関の皆様へ

- 県内外において部活動や学生同士の交流の場などでクラスターの発生が確認されていることから、これまで以上に感染防止対策の徹底、学生への注意喚起を実施してください。 **【特措法第24条第9項に基づく協力要請】**

4. イベントにおける感染防止対策

(1) イベント参加者の皆様へ

- 「新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）」をイベント参加前にインストールしていただくようお願いします。また、イベント会場において「安心みえるLINE」のQRコードの掲示がある場合は読み込んでいただくようお願いいたします。
- イベント主催者から連絡先登録等の求めがある場合には積極的に応じてください。
- イベントに参加する際は、原則マスクを着用し、『新しい生活様式』に基づく行動を徹底するほか、入退場時、休憩時間や待合場所を含め「三つの『密』」の環境を避け、その環境での交流等を控えてください。

(2) イベント主催者及びイベントを開催する施設管理者の皆様へ

①イベント開催の目安

- 催物等の開催にかかる参加人数、収容率等の要件については、下表を目安とします。

期間		屋内	屋外
7月10日から 9月30日まで	参加人数	5,000人以下	
	収容率 ⁴ 等	50%以内	十分な間隔 ⁵

※参加人数と収容率等の両方の要件を満たす必要があります

※10月1日以降の取扱いについては、国の方針に基づき検討

- 催物の規模に関わらず、「三つの『密』」が発生しない席の配置や、人と人との距離の確保等基本的な感染防止対策を講じるようお願いします。

②祭り、花火大会、野外フェスティバル等の開催

- 地域で行われる盆踊り等、人の移動が見込まれない行事であって参加者がおおよそ把握できるものについては、(2)①にかかわらず、適切な感染防止対策（発熱等の症状がある者の参加自粛、「三つの『密』」の回避、行事の前後の「三つの『密』」の生ずる交流の自粛等）を講じたうえで開催していただくようお願いします。
- 全国的に参加が見込まれる行事や、参加者や見物人の移動を伴う行事など、参加者の把握が困難なものについては、中止をご検討ください。

③イベントの開催にかかる留意点

- イベント参加者に対し、マスクの着用や『新しい生活様式』に基づく行動を促すほか、入場時等に検温を実施し、発熱等の症状がある方は参加を控えていただくようにしてください。
- 入退場時、休憩時間や待合場所を含め「三つの『密』」の環境を作らないようにし、イベントの前後や休憩時間の交流も控えるよう呼びかけてください。
- 参加者名簿の作成等により、連絡先の把握に努めてください。

⁴ 「収容率」とは、「参加人数÷収容定員」を指します。

⁵ 「十分な間隔」とは、人と人との距離を十分確保できる間隔（できれば2m）を指します。

- 「安心みえるLINE」にご登録いただき、QRコードを会場等に掲示するとともに、イベント参加者に対し利用を呼びかけてください。併せて「新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）」の活用も呼びかけていただくようお願いいたします。
- イベント開催にあたり感染防止対策などでご相談がある場合には、三重県新型コロナウイルス感染症対策本部事務局にご連絡ください。

●三重県新型コロナウイルス感染症対策本部事務局

電話：059-224-2352 メール：yakumus@pref.mie.lg.jp

9:00～17:00 ※月～金（祝日除く）

5. 偏見や差別の根絶

- 感染は自身や大切な家族にも起こりうることで、決して他人事ではありません。社会で差別的な出来事が発生していると、体調が悪くなった際に、差別を受けることが怖くて、我慢したまま日常生活を続けてしまうことにもなりかねず、結果としてウイルスを拡散させることにつながります。
- 県民の皆様への正しい情報提供の重要性に鑑み、勇気をもって情報を公開いただいた感染された方やそのご家族、所属する企業・団体に対し、さらに個人を特定しようとすることや偏見や差別につながる行為、人権侵害、誹謗中傷等は絶対に行わないでください。
- 仕事や通院等やむを得ない理由で県外から来県される方、治療にあたっている医療従事者、外国から帰国された方、日本に居住する外国人の方が差別や偏見にさらされることも絶対あってはならないことです。このような偏見や差別が生じないよう十分な配慮をお願いします。
- SNS等による事実ではない誤った情報が拡散されることにより、県民の皆様の生活に影響を及ぼす事態も発生していることから、根拠が不明な情報に基づく行動やそうした情報の拡散はなされないようにご協力ください。
- 外国人住民の方には多言語のホームページでの発信や、「みえ外国人相談サポートセンター（MieCo：みえこ）」において相談を行っていますので、不安を感じた際は、ご相談ください。
- 新型コロナウイルス感染症に関して、差別的な扱いを受けた、不当な差別を見かけたなど、人権問題と思われる場面に直面した場合には、以下の相談窓口にご連絡ください。

●三重県人権センター相談窓口 電話：059-233-5500

9:00～17:00 ※土日、祝日を含む毎日

●法務省（みんなの人権 110 番） 電話：0570-003-110

8:30～17:15 ※平日

●みえ外国人相談サポートセンター（MieCo みえこ） 電話：080-3300-8077

9:00～17:00 ※平日

6. モニタリング指標について

○県内で感染が拡大し、医療への負荷がかかることを防ぐため、PCR検査件数やPCR検査陽性率、新規感染事例数、新規感染者数、感染経路不明者数、入院患者数等を指標として、モニタリングを行っています。

また、令和2年8月7日に政府の新型コロナウイルス感染症対策分科会から「今後の感染状況の変化に対応した対策の実施に関する指標及び目安」が示されました。

県では、これまでもモニタリング指標も参考にしつつ、県民の皆様の安全・安心のため、入院医療体制整備等を進めてきたところであり、今後もその状況もふまえながら、モニタリング指標を活用していきます。併せて「今後の感染状況の変化に対応した対策の実施に関する指標及び目安」も参考指標として活用し、必要な対策を検討していきます。対策を実施する際には、ご理解とご協力をお願いいたします。

【判断基準となる主な指標とその目安】（三重県）

指標	水準	期間
新規感染事例数（※）	3	直近 5日間
新規感染者数	10	
入院患者数	20	

※新規感染事例数
1名の感染者の濃厚接触者から複数の感染があった場合も、全体を1事例として計上します。

【今後の感染状況の変化に対応した対策の実施に関する指標及び目安】

（政府新型コロナウイルス感染症対策分科会）

	医療提供体制等の負荷			監視 体制	感染の状況			
	①病床のひっ迫具合		② 療養者数		③ P C R 陽性率	④新規 報告数	⑤直近一週 間と先週一 週間の比較	⑥感 染 経 路 不 明割合
	病床全体	うち 重症者用病床						
ステージⅢの指標	・最大確保病床の占有率 1/5 以上 ・現時点の確保病床数の占有率 1/4 以上	・最大確保病床の占有率 1 / 5 以上 ・現時点の確保病床数の占有率 1/4 以上	人口 10 万人当たりの全療養者数 15 人以上	10%	15 人/ 10 万人/ 週以上	直近一週間が先週一週間より多い。	50%	
ステージⅣの指標	最大確保病床の占有率 1 / 2 以上	最大確保病床の占有率 1 / 2 以上	人口 10 万人当たりの全療養者数 25 人以上	10%	25 人/ 10 万人/ 週以上	直近一週間が先週一週間より多い。	50%	

ステージⅠ…感染者の散発的発生及び医療提供体制に特段の支障がない段階（指標及び目安なし）

ステージⅡ…感染者の漸増及び医療提供体制への負荷が蓄積する段階（指標及び目安なし）

ステージⅢ…感染者の急増及び医療提供体制における大きな支障の発生を避けるための対応が必要な段階

ステージⅣ…爆発的な感染拡大及び深刻な医療提供体制の機能不全を避けるための対応が必要な段階

新しい生活様式 を身に付けて 感染症に強く持続可能な新しい三重県へ

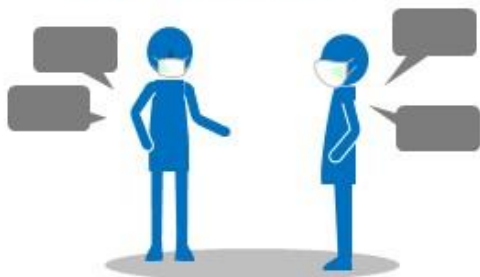
(1) 一人ひとりの基本的感染対策

- 感染防止の3つの基本 ～身体距離の確保、マスクの着用、手洗い～

- ☑ 人との間隔は、できるだけ2m(最低1m)あける



- ☑ 会話をするときは、可能な限り真正面を避ける
- ☑ 外出時、屋内にいるときや会話をするとき、人との間隔が十分とれない場合は症状がなくてもマスクを着用
ただし夏場は熱中症に注意



- ☑ 家に帰ったらまず手や顔を洗う
できるだけすぐに着替える シャワーを浴びる
- ☑ 手洗いは30秒程度かけて
水と石けんで丁寧に
(手指消毒薬の使用でもOK)



- ☑ 高齢者や持病のある方(重症化リスクの高い方)と会うときは、体調管理をより厳重に

● 移動に関する感染対策

- ☑ 感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は控える
- ☑ 地域の感染情報に注意する



(2) 日常生活を営む上での 基本的生活様式

- ☑ こまめに手洗い・手指消毒
- ☑ 咳エチケットの徹底 ☑ 身体的距離の確保
- ☑ こまめに換気(エアコン併用で室温を28℃以下に)
- ☑ 三つの『密』(密集、密接、密閉)の回避
- ☑ 一人ひとりの健康状態に応じた運動や食事、禁煙等、適切な生活習慣の理解・実行



- ☑ 毎朝体温測定、健康チェック
発熱又は風邪の症状がある場合は
ムリせず自宅で療養



三重県
新型コロナウイルス感染症対策本部

Mie Covid-19 Task force



「新しい生活様式」を身に付けて 感染症に強く持続可能な新しい三重県へ

(3) 日常生活の各場面別の生活様式

● 買い物

- ☑ 通販も利用
- ☑ 一人または少人数ですいた時間に
- ☑ 電子決済の利用
- ☑ 計画をたてて素早く済ませる
- ☑ サンプルなど展示品への接触はひかえめに
- ☑ レジに並ぶときは、前後にスペース



● 娯楽、スポーツ

- ☑ 公園は、すいた時間、場所を選ぶ
- ☑ 筋トレやヨガは十分に人との間隔をもしくは
- ☑ 自宅で動画を活用



- ☑ ジョギングは少人数で
- ☑ すれ違うときは距離をとるマナー

- ☑ 予約制を利用してゆったりと
- ☑ 狭い部屋での長居は無用
- ☑ 歌や応援は、十分な距離かオンライン

● 公共交通機関の利用

- ☑ 会話はひかえめに
- ☑ 混んでいる時間は避けて
- ☑ 徒歩や自転車利用も併用



● 食事

- ☑ 持ち帰りや出前、デリバリーも



- ☑ 屋外空間で気持ちよく
- ☑ 大皿は避けて、料理は個々に
- ☑ 対面ではなく横並びで座ろう
- ☑ 料理に集中、おしゃべりはひかえめに
- ☑ お酌、グラスやおちょこの回し飲みは避けて

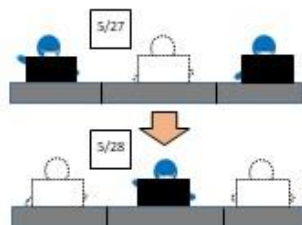
● イベント等への参加

- ☑ 接触確認アプリの活用を
- ☑ 発熱や風邪の症状がある場合は参加しない

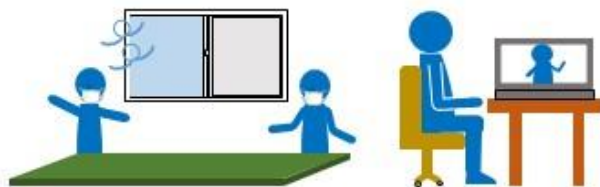


(4) 働き方の新しいスタイル

- ☑ テレワークやローテーション勤務



- ☑ 時差通勤でゆったりと
- ☑ オフィスはひろびろと
- ☑ 会議はオンライン
- ☑ 対面での打合わせは換気とマスク



三重県
新型コロナウイルス感染症対策本部

Mie Covid-19 Task Force



【別添】参考資料

適切な感染防止対策

目的	具体的な取組例
発熱者等の施設への入場防止	従業員の検温・体調確認を行い、発熱等の症状がみられる従業員の出勤を停止
	来訪者の検温・体調確認を行い、発熱等の症状がみられる来訪者の入場を制限
「三つの『密』」 (密閉・密集・密接)の防止	換気を行うこと(可能であれば、2つの方向の窓を同時に開けること)
	人と人との距離を適切にとること(利用者や従業員同士の距離確保、テレワーク等による在宅勤務やローテーション勤務の実施等)
	密集する会議の中止(対面による会議を避け、オンライン会議を活用)
	店舗利用者の入場制限、行列を作らないための工夫や列間隔の確保(約2m間隔の確保)
	長時間の密集を避けること(利用者の滞在時間の短縮・制限や会議時間の短縮等)
飛沫感染、接触感染の防止	従業員のマスク着用、手指の消毒、咳エチケット、手洗いの徹底
	来訪者の入店時における手指の消毒、咳エチケット、手洗いの徹底
	店舗、事務所内の定期的な消毒(複数人が触る箇所の消毒)
移動時における感染の防止	ラッシュ対策(時差出勤、自家用車・自転車・徒歩等による出勤の推進)
	従業員の出勤者数の制限(テレワーク等による在宅勤務やローテーション勤務の実施等)
	出張の中止(オンライン会議などを活用)、来訪者数の制限

上記の取組に加え、業種や施設の種別に応じた感染防止のためのガイドラインを作成し、感染防止対策を講じている旨をホームページ上に公開する、店舗内に掲示する、全従業員に周知徹底するなど、感染防止対策を自主的・積極的に進めていただくようお願いします。

なお、気温・湿度が高い中でのマスク着用については、熱中症のリスクを考慮し、こまめな水分補給、屋外で人との距離が十分確保できる場合には、マスクをはずすなどの対策も検討いただくようお願いします。

業種や施設の種別に応じた感染防止対策（ガイドライン）の一例

※これまでにクラスターが発生している施設等においては、格段の留意が必要。

1. 共通事項

- ・人との接触を避け、対人距離を確保（できるだけ2 mを目安に）する。
- ・感染防止のための入場者の整理を行う。（密にならないように対応。発熱や咳・咽頭痛などの症状がある人の入場制限を含む。）
- ・入口及び施設内に手指の消毒設備を設置する。
- ・マスクを着用する。ただし、気温・湿度が高い中では、熱中症に十分注意する。（従業員及び入場者に対し周知する。）
- ・施設の換気を行う。（2つ以上の窓を同時にあけるなどの対応も考えられる。）
- ・施設の消毒を行う。

（症状のある方の入場制限）

- ・発熱や軽度であっても咳・咽頭痛などの症状がある人は入場しないように呼び掛ける。（状況によっては、発熱者を体温計などで特定し、入場を制限することもある。）
- ・業種によっては、万が一感染が発生した場合に備え、個人情報の取り扱いには十分注意しながら、入場者等の名簿を適切に管理する。

（接触感染対策）

- ・他人と共用する物品や手が頻回に触れる箇所を工夫して最低限にする。
- ・複数の人の手が触れる場所を適宜消毒する。
- ・手や口が触れるようなもの（コップ、箸など）は、適切に洗浄消毒するなど、特段の対応を図る。
- ・人と人とが対面する場所は、アクリル板・透明ビニールカーテンなどを設置する。
- ・ユニフォームや衣類はこまめに洗濯する。
- ・こまめな手洗いや手指消毒の徹底を図る。

（トイレ）

- ・便器内は通常の清掃で良いが、不特定多数が接触する場所は清拭消毒を行う。
- ・トイレの蓋を閉めて汚物を流すよう表示する。
- ・ペーパータオルを設置するか、個人用タオルを準備する。
- ・ハンドドライヤーは止め、共通のタオルは禁止する。

（休憩スペース）

- ・一度に休憩する人数を減らし、対面で食事や会話をしないようにする。
- ・休憩スペースは常時換気することに努める。
- ・共有する物品（テーブル、いす等）は、定期的に消毒する。
- ・従業員が使用する際は、入退室の前後に手洗いをする。

(ごみの廃棄)

- ・鼻水、唾液等が付いたごみは、ビニール袋に入れて密閉して縛る。
- ・ゴミを回収する人は、マスクや手袋を着用する。
- ・マスクや手袋を脱いだ後は、必ず石鹸と流水で手を洗う。

(清掃・消毒)

- ・市販されてる界面活性剤含有の洗浄剤や漂白剤を用いて清掃する。
- ・不特定多数が触れる箇所（テーブル、いすの背もたれ、ドアノブ、電気のスイッチ、電話、キーボード、タブレット、タッチパネル、レジ、蛇口、手すり、つり革、エレベーターのボタンなど）は、始業前後等に清拭消毒する。

(その他)

- ・高齢者や持病のある方については、感染した場合の重症化リスクが高いことから、サービス提供側においても、より慎重で徹底した対応を検討する。
- ・地域での感染拡大の可能性が報告された場合の対応について検討しておく。

2. 遊技施設等

- ・マスク着用の上、十分な座席の間隔（できるだけ2 mを目安に）を確保する。
- ・入退出時（入退出時やレジ等の行列含む）や集合場所等において人と人との十分な間隔（できるだけ2 mを目安に）を確保する。
- ・必要に応じて、入場の制限等を講ずるなど、施設内の移動においても人と人との接触を避けるための十分な距離（できるだけ2 mを目安に）を確保する。
- ・適切な換気を行うとともに、客の入れ替えのタイミングで消毒を行う。
- ・客同士の大声での会話を行わないよう呼びかけ、かつ、BGM や機械の効果音等を最小限のものとし、従業員が客同士の大声での会話が行われていないことを確認できる状態にする。
- ・客の滞在時間に目安を設けるなど、長時間の滞在・密集を避ける。

3. 商業施設・対人サービス業等

- ・マスク着用の上、十分な座席の間隔（四方を空けた席配置等）を確保する。
- ・入退出時（入退出時やレジ等の行列含む）や 集合場所等において人と人との十分な間隔（できるだけ2 mを目安に）を確保する。
- ・必要に応じて、入場の制限等を講ずるなど、施設内の移動においても人と人との接触を避けるための十分な距離（できるだけ2 mを目安に）を確保する。
- ・適切な換気を行うとともに、客の入れ替えのタイミングで消毒を行う。
- ・従業員と客との間や、客と客との間にパーティションを設けるなどの徹底した感染防止対策を行う。
- ・マスクを着用していない客と直接接する対人サービス業の従業員については、マスクと目の防護具（フェイスガード等）の装着や消毒を実施する。
- ・客同士の大声での会話を行わないよう呼びかけ、かつ、BGM や機械の効果音等を最小限のものとし、従業員が客同士の大声での会話が行われていないことを確認できる状態にする。
- ・客の滞在時間に目安を設けるなど、長時間の滞在・密集を避ける。

4. 劇場、集会・展示施設等

- ・マスク着用の上、十分な座席の間隔（四方を空けた席配置等）を確保する。
- ・入退出時（入退出時の行列含む）や 集合場所等において人と人との十分な間隔（できるだけ2 mを目安に）を確保する。
- ・必要に応じて、入場の制限等を講ずるなど、施設内の移動においても人と人との接触を避けるための十分な距離（できるだけ2 mを目安に）を確保する。
- ・適切な消毒や換気等を行うなどの徹底した感染防止対策を行う。
- ・客の滞在時間に目安を設けるなど、長時間の滞在・密集を避ける。

5. 博物館等

- ・マスク着用の上、十分な座席の間隔（四方を空けた席配置等）を確保する。
- ・入退出時（入退出時の行列含む）や 集合場所等において人と人との十分な間隔（できるだけ2 mを目安に）を確保する。
- ・必要に応じて、入場の制限等を講ずるなど、施設内の移動においても人と人との接触を避けるための十分な距離（できるだけ2 mを目安に）を確保する。
- ・適切な消毒や換気等を行うなどの徹底した感染防止対策を行う。
- ・客の滞在時間に目安を設けるなど、長時間の滞在・密集を避ける。

6. 食事提供施設等

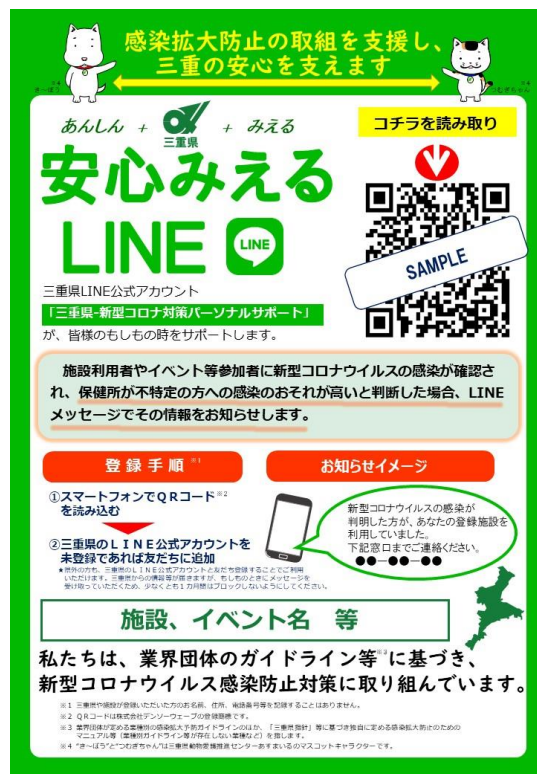
- ・個室など定員が決まっているスペースについて、定員人数の半分の利用とする。
- ・座席の間にパーティションを設け、又は座席の間隔を十分に空ける、真正面の席を避けるなど、「三つの『密』」の環境を排除する。
- ・接客時等におけるマスク着用（マスクを着用していない客と直接接する場合は、目の防護具（フェイスガード等）も装着）、客の入れ替え時の適切な消毒や清掃、大皿での取り分けによる食事提供を自粛する。
- ・必要に応じて、入場の制限等を講ずるなど、施設内の移動においても人と人との接触を避けるための十分な距離（できるだけ2 mを目安に）を確保する。
- ・従業員や出入り業者に発熱や感冒症状がある場合の迅速かつ適切な対応など、衛生面や健康面の管理を徹底する。
- ・客の滞在時間に目安を設けるなど、長時間の滞在・密集を避ける。
- ・酒類の提供時間についても配慮する。

7. 運動施設、公園等

- ・マスク着用の上、人と人との十分な間隔（できるだけ2 mを目安に）を確保する。
- ・適切な消毒や換気等を行うなどの徹底した感染防止対策を行う。
- ・ロッカー、シャワー等の屋内共用施設においては、必要に応じて利用人数を制限するなど、「三つの『密』」の環境を排除する。

●「安心みえるLINE」掲示例

(ご登録いただくと下記のチラシをプリントいただけます)



感染拡大防止の取組を支援し、
三重の安心を支えます

あんしん + 三重県 + みえる

安心みえるLINE

三重県LINE公式アカウント
「三重県-新型コロナ対策パーソナルサポート」
が、皆様のもしもの時をサポートします。

施設利用者やイベント等参加者に新型コロナウイルスの感染が確認され、保健所が不特定の方への感染のおそれが高いと判断した場合、LINEメッセージでその情報をお知らせします。

登録手順

- ①スマートフォンでQRコードを読み込む
- ②三重県のLINE公式アカウントを未登録であれば発着に追加

お知らせイメージ

新型コロナウイルスの感染が判明した方が、あなたの登録施設を利用していました。下記窓口までご連絡ください。

施設、イベント名等

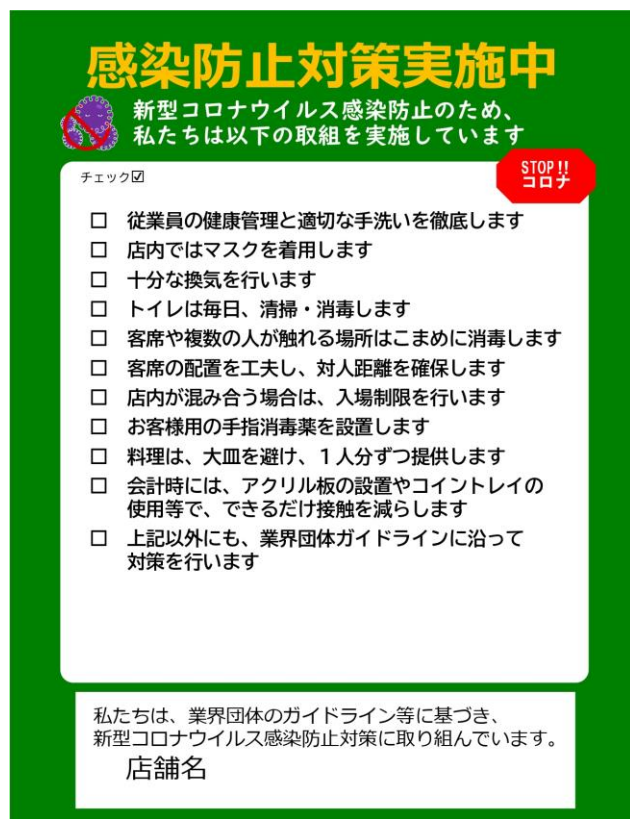
私たちは、業界団体のガイドライン等^{※1}に基づき、新型コロナウイルス感染防止対策に取り組んでいます。

※1 三重県や国が推奨しているガイドライン、条例、規程等が適用されるものではありません。
※2 QRコードは既設のデジタルメニューの登録用です。
※3 業界団体が定める感染防止ガイドラインのほか、「(三重県) 新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン(第1版)」等に基づき独自に定める感染防止対策のためのマニュアル等(業界団体のガイドライン等)を参照してください。
※4 「あんしん」は三重県観光情報センターが運営する三重県観光情報センターです。

●感染防止チェックシート

(飲食店用)

(一般事業者用)



感染防止対策実施中

新型コロナウイルス感染防止のため、
私たちは以下の取組を実施しています

チェック☑

STOP !! コロナ

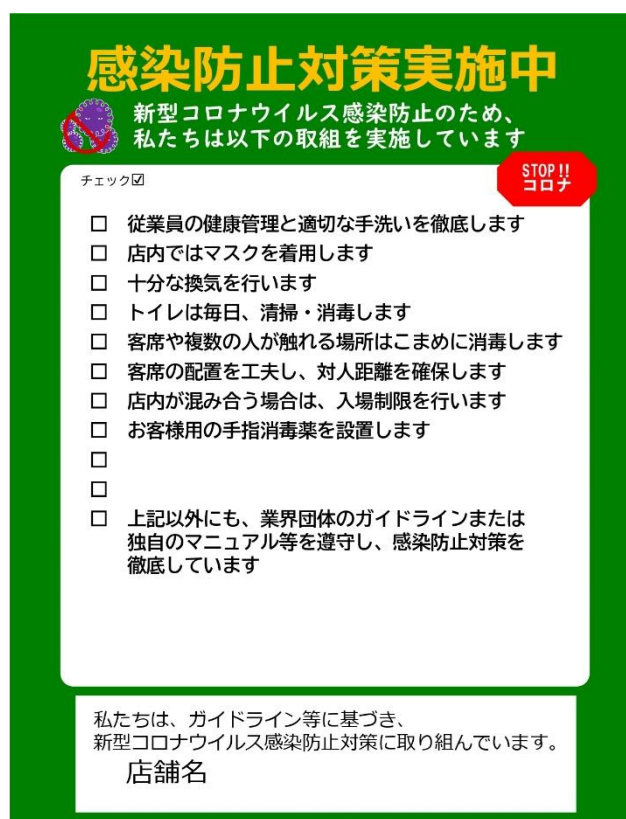
- ☐ 従業員の健康管理と適切な手洗いを徹底します
- ☐ 店内ではマスクを着用します
- ☐ 十分な換気を行います
- ☐ トイレは毎日、清掃・消毒します
- ☐ 客席や複数の人が触れる場所はこまめに消毒します
- ☐ 客席の配置を工夫し、対人距離を確保します
- ☐ 店内が混み合う場合は、入場制限を行います
- ☐ お客様用の手指消毒薬を設置します
- ☐ 料理は、大皿を避け、1人分ずつ提供します
- ☐ 会計時には、アクリル板の設置やコイントレイの使用等で、できるだけ接触を減らします
- ☐ 上記以外にも、業界団体ガイドラインに沿って対策を行います

私たちは、業界団体のガイドライン等に基づき、
新型コロナウイルス感染防止対策に取り組んでいます。

店舗名

三重県は、事業者の皆様が行う自主的な感染防止の取組を応援しています

三重県 Me Covid-19 Task Force
新型コロナウイルス感染症対策本部



感染防止対策実施中

新型コロナウイルス感染防止のため、
私たちは以下の取組を実施しています

チェック☑

STOP !! コロナ

- ☐ 従業員の健康管理と適切な手洗いを徹底します
- ☐ 店内ではマスクを着用します
- ☐ 十分な換気を行います
- ☐ トイレは毎日、清掃・消毒します
- ☐ 客席や複数の人が触れる場所はこまめに消毒します
- ☐ 客席の配置を工夫し、対人距離を確保します
- ☐ 店内が混み合う場合は、入場制限を行います
- ☐ お客様用の手指消毒薬を設置します
- ☐
- ☐
- ☐ 上記以外にも、業界団体のガイドラインまたは独自のマニュアル等を遵守し、感染防止対策を徹底しています

私たちは、ガイドライン等に基づき、
新型コロナウイルス感染防止対策に取り組んでいます。

店舗名

三重県は、事業者の皆様が行う自主的な感染防止の取組を応援しています

三重県 Me Covid-19 Task Force
新型コロナウイルス感染症対策本部